

申 込 資 格

一般住宅に申し込むには、次の要件の全てに該当していることが必要となります。

1. 現に住宅に困窮していること。

※ 持ち家のある方は原則として申し込むことはできません。

2. 市税を滞納していないこと。

3. 申込者・入居する家族に暴力団員が居ないこと。

4. 夫婦（婚約・内縁を含む）または親子を主体とした家族であること。

※1 婚約関係の場合、入居可能日から3ヶ月以内に婚姻を証明する書類（戸籍謄本等）が提出でき住宅に同居できること。

※2 内縁関係の場合、住民票に「未届の夫」もしくは「未届の妻」と記載のある方で、戸籍上の夫または妻のいない方。

※3 母（父）子世帯の場合、戸籍上でその旨が確認できる状態であること。

※4 家族を不自然に分割して申し込むことはできません。